

砥部町介護相談員派遣事業実施要綱

平成17年1月1日
砥部町告示第29号

(目的)

第1条 この告示は、砥部町に、介護相談員を設置し、介護保険サービス利用者(以下「利用者」という。)からの意見や要望をサービス提供事業者(以下「事業者」という。)に伝達する橋渡し役として、その適正な派遣事業を実施するための必要事項を定め、もって利用者の疑問や不安の解消、苦情の未然防止及び事業者が提供するサービスの質の向上等を図ることを目的とする。

(委嘱)

第2条 介護相談員は、高齢者福祉に対する情熱と理解を持ち、利用者の立場に立って利用者の代弁ができる人から、利用者及び事業者の実態に応じて必要な人数を、町長が委嘱する。

(任期)

第3条 介護相談員の任期は、3年とする。ただし、事業開始当初及び増員の場合の任期は、この限りでない。

2 補欠の介護相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 介護相談員は、再任されることができる。

(職務)

第4条 介護相談員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 介護保険施設訪問による介護サービス実施状況の把握
- (2) 本事業の実施が必要な居宅サービス利用者に係るサービス実施状況の把握
- (3) 利用者に対する相談業務
- (4) 事業者との意見交換による問題点及び改善点の提言
- (5) その他サービスの質的向上に関する事項

(実費弁償)

第5条 介護相談員に、職務の遂行に要する実費相当額の費用を予算の範囲内で支払うものとする。

(研修)

第6条 介護相談員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

(秘密の保持)

第7条 介護相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報告)

第8条 介護相談員は、その活動状況を、施設入所者によるものにあつては施設入所者訪問

調査票(様式第1号)を、居宅サービス利用者によるものにあつては居宅サービス利用者訪問調査票(様式第2号)を作成して町に報告するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の砥部町介護相談員派遣事業実施要綱又は広田村介護相談員派遣事業実施要綱(以下「合併前の要綱」という。)によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、平成16年度までの介護相談員派遣事業の実施については、なお合併前の要綱の例による。

様式第1号(第8条関係)

施設入所者訪問調査票

調査年月日	年 月 日	相談員氏名		
利用者氏名			性別	
住 所				
生年月日				
入所施設名				
1 施設内でのサービスの内容				
①食事の状況(食事時間、場所、介護状況ほか)				
②入浴の状況(入浴方法、週間入浴回数ほか)				
③その他日常生活の状況				

2 利用者からの相談や要望

3 事業者への伝達事項

4 事業者からの返答の内容

5 訪問を終えての感想

様式第2号(第8条関係)

居宅サービス利用者訪問調査票

調査年月日	年 月 日	相談員氏名		
利用者氏名			性別	
住 所			連絡先	電話番号
生年月日				
居宅介護支援事業者名				
担当民生児童委員				
1 在宅でのサービスの内容 (サービスの種類、サービス提供事業者、1箇月あたりの回数、1回の訪問時間など)				
2 利用者からの相談や要望				

3 事業者への伝達事項

4 事業者からの返答の内容

5 訪問を終えての感想